

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

- 1 募集期間：平成21年2月3日～平成21年2月23日まで
- 2 提出件数： 172 件(35人)
- 3 主な意見とその対応

意見を反映したもの(13件)

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P14	第2章2(4) 薬品資源の供給	新薬の開発等を記述があるが生物多様性条約における遺伝資源の公平、公正な配分に関する記述を確認して記述すべき。	1	この項では生物多様性がもたらす恵みの一例として記述しているので、ご意見を踏まえて「今後も生物の機能や形態を利用した新薬の開発研究が活発化するものと見込まれています。」を削除します。
P19	第2章3(3) 人間により持ち込まれた生物による危機	地域外からの国内移入種は、遺伝子の攪乱や生態系の攪乱につながる場合があることを記述すべき。	2	「また、国内の在来種であっても、本来の生息・生育地以外の場所に持ち込まれた場合は、生態系のバランスが崩れたり、種の遺伝子の攪乱を起こす場合があるので留意する必要があります。」を追加します。
P24	第3章1 自然環境	「氷期や間氷期に多くの生きものが東西方向に行き来する通り道となったことが、兵庫県の生きものの分布や分化に大きな影響を与え、生物多様性を高めたことは、兵庫県が『日本列島のへそ』の位置にあるという地理的条件からも窺うことができます。」を記述すべき。	1	4行目以降を「また、地理的条件から、多くの生きものが東西方向に行き来する通り道となったことが、生きものの分布や分化に大きな影響を与え、全国的に見ても生物種が多様な地域になっています。」に修正します。
P33	第3章1(3) 現在の生物多様性	21行目に次の文章を追加すべき。 「また西播磨から東播磨の丘陵地の乾燥した岩石地にはツチグリ、フナバラソウ、キキョウなどの満鮮要素(中国東北部・朝鮮から日本列島に分布を広げたと考えられている植物群)の草原性植物が豊富にみられるのが特徴です。」	1	ご意見のとおり修正します。

P65 ~ P78	第4章1(1) 県の取組	在来種の景観利用やナルトサワギクの分布調査等に取り組んでいる淡路景観園芸学校の取組を記載すべき。	1	P66に「県立淡路景観園芸学校では、生物多様性に配慮した景観形成技術に関する研究を積極的に進めています。」P69に「淡路島では、県において「拡大する放置竹林を管理するための手引き書」を作成し、県立淡路景観園芸学校が主催する研修会などを通じて島内のNPO等へ普及しています。また、NPO等のネットワーク化を進め、竹林整備や竹資源の有効利用に関する活動を持続的に行っていく体制づくりを進めています。」P77に「県立淡路景観園芸学校では、ナルトサワギクの分布調査や防除の研究、普及啓発を積極的に行っています。」を追加します。
P81	第4章1(3) NPO等の取組(森)	ひょうご森の倶楽部の活動地の数は変化するので、「県下21箇所」を「県下全域」修正にするべき。	1	「県下各地」に修正します。
P87	第4章2(2) 中山間地域での取組	里山林の再生は兵庫方式に限定しなくてもよい。	1	「兵庫方式などによる里山林の再生」に修正します。
P94	第6章1 各主体の役割 行政の役割	「生物多様性保全のために必要な規制や条例の制定」も行政の役割として記述すべき。	1	「生物多様性保全のために必要な規制の実施や条例の制定」を追記します。
P100	第6章3(2) 企業のCSR 活動等への支援	「コーディネート機能の充実」について具体的な記述が必要。	1	「企業や土地提供者・活動指導者となるNPO等の情報を生物多様性支援拠点に集約し、必要な情報を提供することにより」とおり下線部を追記します。
P109 ~	第7章1 戦略の推進体制	国、近隣県との連携については、常に県域を越えた広域的な取組が必要であるから「広域的な取組が必要な時には」連携するという表現は修正すべき。	1	「広域的な取組も必要なことから」に修正します。
資料 編	用語解説	用語解説「計画段階環境アセスメント」の説明に生物多様性基本法の説明を入れるべき。	1	「平成20年6月に策定された生物多様性基本法第25条では「事業計画の立案の段階等での生物多様性に係る環境影響評価の推進」が明記されている。」を追記しました。
	NPO等の環境活動	棚田のグループの紹介を入れるべき。	1	棚田での活動事例を追加しました。

既に盛り込み済みのもの（73件）

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P68 ～ P76	第4章1(1) 自然環境に配慮した事業の展開	里山の保全是地域住民一体となった取組が必要。	1	「新ひょうごの森づくり」において県民参加の取組を進めています。
		兵庫県の特徴である『田園・里地里山』環境を兵庫の重要地点とした取組を実践すべき。	2	「ため池、田園、里地」の項に先進的な実践例を記載しており、引き続きこれらの取組を推進していきます。
P71		オオサンショウウオに配慮した河川整備は一部の生息地でしか実施されていない。保護対策事業には問題点もあり、見直しや改善が必要。	1	すべての事業で生物多様性に配慮する必要があること、また見直し改善が十分に行われていない場合もあることから、P96に記載のとおり、生物多様性配慮指針を作成することとしています。
P76	第4章1(1) 野生生物の保護と管理	野生生物の保護と管理の項目で「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」による効果検証を行い記述すべき。	1	これまでの取組の評価(P86)の中で「生物の生育・生息環境が悪化している中で、絶滅の恐れが増大すると見込まれる動植物を適切に保全するための規制の強化や生物種に関する情報の整備が重要となっています」と評価しています。
P89	第4章3(2) NPO等の取組をさらに進めるための課題	NPO等の取組みをさらに進めるために、県・市町の具体的な支援窓口の設置が必要。	1	「行動計画を支える基盤整備」として、支援窓口となる生物多様性支援拠点を整備することとしています。
P90	第4章3(4) 生物多様性に配慮した農林水産業をさらに推進するための課題	生物の保全に配慮した農業経営が農産品の付加価値を高めるので、様々なモデルプランを提示すべき。	1	P74に環境創造型農業の促進、環境に配慮した農地整備の促進やコウノトリ育む農法の取組などを記載しています。
P94 ～ P108	第6章 行動計画	市町や国が担当する事業まで言及しているようであるが、それを実現する手だての明示が必要。	2	県のすべての事業で生物多様性の視点を持つことができるように、生物多様性アドバイザーや生物多様性配慮指針を市町等の事業に活用することで連携を図っていくこととしています。
		河川改修は、希少生物の生息状況に応じた工法が必要である。また、河川改変を伴う道路工事においても配慮が必要である。	1	生物多様性配慮指針の作成などにより対応を行うこととしています。

		法面緑化の際の在来種導入は、生物多様性の観点及び地域らしい景観形成の観点から取組が始まっている。それらを環境部局でとりまとめ、研究・評価、普及をしていくことが必要。	1	ご意見の内容を盛り込んだ生物多様性配慮指針を策定することとしています。
		第6章の記述は、第3次国家戦略同様、現状と課題、具体的施策の記述にすべきで、より具体的な施策をいつまでにするのか記述することが必要。	2	県の戦略では、第4章で現在の取組を整理した上で、第6章では現在の取組を進めるとともに、取組から出てきた課題に対応する行動計画を記述しています。
P94	第6章1 各主体の役割 行政の役割	行政は、官民間問わず、また工事の大小を問わず、開発の際に生物多様性保全が図られるようにすべき。	3	行政の役割として、「すべての事業で生物多様性の視点を持つことを可能とするための希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備」を記述しています。
P96	第6章3(1) 生物多様性配慮指針の作成	公共事業について、生物多様性の配慮を確実にするためのチェックや評価をする仕組みが必要。	2	様々な事業について評価・指導する生物多様性アドバイザーを設置するとともに、生物多様性配慮指針の作成などによりチェック・評価を進めていくこととしています。
		自然環境変化に伴う諸工事に際しての、指導的提言を盛り込むべき。	1	ご意見の内容を盛り込んだ生物多様性配慮指針を策定することとしています。
		兵庫県では、これまで河川における自然再生などで様々な実績があるので、良い事例を多く集めて広げていくべき。	1	ご意見の内容を盛り込んだ生物多様性配慮指針を策定することとしています。
		兵庫県の特徴である農村環境周辺を詳しく取り上げるとともに、ため池や水田等の個々の配慮事項を明記していくべき。	1	ご意見の内容を盛り込んだ生物多様性配慮指針を策定することとしています。
		自生地での工事の注意事項を小冊子にまとめ、作業者等に配布し、自生種保全を徹底することが必要。	1	ご意見の内容を盛り込んだ生物多様性配慮指針を策定し対応していくこととしています。
P96	第6章3(1) 新たなレッドデータブックの策定	レッドデータブックは、貴重種だけでなく、生態系の保全、生態系の構成種すべての保護を視野に入れたものとすべき。	3	新たなレッドデータブックでは、生態系を含めたレッドリストを作成することとしています。
		新たなレッドデータブックを、開発に伴う環境影響評価や各事業所の生物多様性の取組にどのように活かしていくのかについても具体的に触れておくべき。	1	レッドデータブックは、大規模工事の環境影響評価の際の参考資料として、また自然変化に伴う開発等における野生生物や自然生態系保全のための基礎資料として活用されていることを第4章(P76)に記述しており、そのように活用されていることを踏まえて新たなレッドデータブックを策定することとしています。

P96	第6章3(1) 外来生物対策 の推進	アライグマの完全撲滅を全県一斉にすべき。鹿害や猪害も計画的に進めべき。	1	これまでの外来生物対策においてアライグマを積極的に排除することとしています。また、森林動物研究センターを中心に野生動物の保護管理の推進を行うこととしています。
		小中学生に、ブラックリスト掲載種を野に放たないようにモラル教育を実施する必要がある。	1	子どもたちへのモラル教育については、第6章「環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進」によって進めることとしています。
		外来生物対策は、最も影響の大きいものから対策を考えていくべき。	1	在来種の生息に特に大きな影響を与える動植物について外来生物防除マニュアルを作成することとしています。
		外来生物を植栽しないように、また、防除を行うように普及啓発していくべき。	1	ブラックリストや外来生物防除マニュアルにより広く事業者やNPO等に周知することとしています。
P97	第6章3(2) NPO等の活動 支援	NPO相互が共通認識をもって活動できるよう県がコーディネート機能を担うべき。	1	NPO等の活動支援として、NPO相互の交流や情報交換を行う場の提供などを盛り込んでいます。
		自然活動のグループは交流の場がないので、生物多様性アドバイザーを含めての交流の場やワークショップの機会を設けるべき。	2	
		民間活動団体が保全活動を進めて行くのに人手(応援者)と資金、また専門機関による助言が必要。	2	生物多様性支援拠点を整備し、活動内容の情報提供やアドバイザーの紹介を行うこととしています。
P98	第6章3(2) 生物多様性の 重要性に関する 県民等への 普及啓発	「生物多様性の重要性に関する県民への普及啓発」は生物多様性基本法に基づく行動計画である旨を記載すべき。	1	戦略は生物多様性基本法第13条に基づいて策定しており、P9の「戦略の性格」にその旨を記述しています。
P98	第6章3(2) イ PR性の高い シンボルプロ ジェクトの推 進	希少種のシンボル化は希少種だけに注目が集まるので生物多様性の考え方と相反し、単調な自然観を広める。身近な自然環境を保全するモデルを各地域で実施し支援すべき。	3	シンボルプロジェクトは、地域住民が一体となった生態系保全活動を推進するもので、キーストーン種だけでなく身近な自然環境を保全することを目的としています。
P98	第6章3(2) ウ グリーンツー リズム・エコ ツーリズムの推 進	バス代の補助のみでこの施策の推進を終えるのではなく、実際に県民の理解と参画が得られるグリーンツーリズムやエコツーリズムを推進すべき。	1	グリーンツーリズム・エコツーリズムをさらに推進していくことを盛り込んでいます。

P98	第6章3(2) 工 環境学習を通 じた生物多様 性に関する理 解の促進	環境教育の中では、いのちや種の保 全の大切さを教えることが最も重要 である。	3	「環境学習を通じた生物多様性に関する理 解の促進」に盛り込み済みです。
P100	第6章3(2) 才 生物多様性を 学ぶ場の提供	生物多様性アドバイザーを「出前環 境教室」などの講師として登録する など、既存グループを巻き込んだ幅 広いネットワーク作りを行うシステ ムが必要。	1	様々な分野で活動している方々を対象に した研修を通じて学習指導者の養成を行い、ひ ょうご出前環境教室制度により生物多様性 の専門家等を派遣することとしています。
		小中学校における地域の絶滅危惧種 を題材とした環境教育が必要であり、 専門知識を持った助言者と教材化マ ニュアルが必要。	2	生物多様性の専門家や活動家の派遣、学習指 導者の養成を進めることとしています。な お、教材化マニュアルについては今後の取組 の参考とさせていただきます。
		学校での環境教育活動には専門的な 知識をもった助言者が必要。	1	ひょうご出前環境教室制度などにより、生物 多様性の専門家等を派遣することとしてい ます。
P100	第6章3(2) 力 学習指導者の 養成	「地域環境学習コーディネーター」 は各県民局に一人では足りないので 人材育成を図るべき。	1	様々な分野で活動されている方々を対象に 研修を実施し、指導者として養成すること としています。
P100	第6章3(3) 人の営みと生 物多様性の調 和の推進	人間活動ありきの考え方ではなく、 まず人の営みによる影響を極力小さ くすることから考えるべきであり、 それが不可能な部分についてのみ 「調和」という考え方を持つべき。	1	P92 第5章の理念にご意見の趣旨が反映され ています。
P100	第6章3(3) 生物多様性に 配慮した農林 水産業の振興 と企業活動の 推進	農林水産業が生物多様性に与える影 響が大きい。農林水産業と生物多様 性の調和を図るべき。	2	「人の営みと生物多様性の調和の推進」に、 生物多様性に配慮した農林水産業の振興に ついて記述しています。
		バイオ燃料源として里山林の利用促 進を図ることが必要。	1	「新ひょうごの森づくり」や「里山ふれあ いの森づくり」により里山林の利用促進を進め ています。
P102	第6章3(3) 野生動物の保 護管理の推進	ヤマヒルやシカによる被害に対する 具体的方策が必要。	3	森林動物研究センターを中心に野生動物の 保護管理を推進することとしています。
P104	第6章3(3) 遺伝子資源の 適正利用の推 進	遺伝子組み換え生物は監視や対策が 重要であり、県民意識の向上に努め るべき。	1	遺伝子組み換え生物に関する監視や対策を 国と連携して行い県民へ情報提供を行いま す。
P106	第6章3(4) ウ 多様な生物情 報の収集・管 理・蓄積	生物多様性支援拠点の整備に関する 目標を数値または割合で設定すべ き。	1	生物多様性支援拠点は、H21年度に立ち上げ、 数値目標としてアドバイザーの登録人数や コーディネート件数を明記しています。
		生物多様性の情報内容を確認できる ホームページが必要。	1	生物多様性支援拠点において、誰もが随時生 物情報を活用できる環境を整備することと しています。

P107	第6章3(4) イ 生物多様性重点対策種の指定	自生地や生息地の具体的な保護のために、指定区域の拡大等を検討すべき。	1	環境の保全と創造に関する条例等の各種制度を活用して保全を図ることとしています。
P107	第6章3(4) ウ 環境影響評価の推進	開発前に実施した生物調査がその土地に知識を持つ専門家に開示され、生物多様性への影響を評価し保全できる体制づくりが必要。	2	様々な事業について評価・指導する生物多様性アドバイザーを設置することとしています。
		生物多様性基本法で、計画段階での環境影響評価の制度化を求めているので、県としても制度化を検討する旨、記述すべき。	2	制度化については、県においても国の動向を踏まえつつ検討を進めることとしていますが、すでに、武庫川では、水系に生育・生息する生物及びその生活環境の持続に関する原則を設定して、河川事業の計画段階で河川環境に配慮できるよう検討を進めています。
P108	第6章3(4) ウ ラムサール条約への県内重要湿地の登録支援	円山川流域の貴重な自然を保全することが大切であり、ラムサール条約登録等に向けた運動を支援すべき。また、指定を目指す地点を明示すべき。	2	登録の可能性のある地域については地域の動きを支援することとしています。なお、登録へ向けた動きはあるが、登録の可能性は現時点では不明確であるため、個別の地点を戦略に明示することは困難です。
P109 ~	第7章1 戦略の推進体制	縦割り行政の排除を明記すべき。	2	第1章「2 戦略策定の目的」において、「目標を共有し、県の各種施策を連携させて総合的に推進する」旨記述しています。
		県と市町の具体的な連携にあたっては、行政全般にわたる有機的な連携と個々の事業地における連携が重要である。	3	市町の連絡会議を設け連携を強化して進めていきます。
P111 ~ P112	第7章2 行動計画の行程表・数値目標	全体に数値目標が少ない。	1	「行動計画」に対応する数値目標として設定できるものについては盛り込み済みです。
-	第6章 第7章	森・川・海は様々な面につながっているため、生物多様性の保全には全国的または地球規模での視野や連携が必要。	1	本戦略は、生物多様性条約、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略に対応したもので、ご意見の趣旨を踏まえて策定しています。
	その他	文字主体になっているため、ビジュアルなものにすべきである。	1	第1章の前に概要としてビジュアルに説明しています。なお、別途概要版を作成する予定にしていますのでさらに工夫をいたします。

反映困難なもの(13件)

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
-	タイトル	戦うという姿勢でなく護るという姿勢を中心に置くべきで、「戦略」を「推進計画」とすべき。	2	生物多様性基本法において、「生物多様性地域戦略」と明記されていることから「生物多様性ひょうご戦略」としています。
P7	概要 生物多様性アドバイザーの設置	「生物多様性保全のための工法等を随時現地で指導できるアドバイザーの設置」とあるが、より広い観点からの指導が必要なので、「工法等」の「工法」は「手法」にするべき。	1	アドバイザーは、主に自然改変を伴う事業に対して広い観点から工法等を評価・アドバイスすることとしています。
P19	第2章3(3) 人間により持ち込まれた生物による危機	定着した外来生物を「徹底して駆除する」は「根絶を目指す」と記述すべき。	1	本戦略では、生物多様性に重要な影響を及ぼしている外来生物の駆除に取り組むこととしており、当面急がれる種から対応していくこととしています。
P34	第3章1(3) 現在の生物多様性	在来種や固有種と外来生物を分けて記述すべきである。	1	この項では、それぞれの生物分野ごとに現状や課題を整理しています。
P68 ~ P76	第4章1(1) 自然環境に配慮した事業の展開	法面緑化に利用した外来植物を除去し、在来植物に転換する方向性を明記すべき。	1	既に使われている外来植物を完全に除去することは困難です。なお、生物多様性配慮指針の中に、外来種を用いないことなどを盛り込むこととしています。
P75	第4章 コウノトリの野生復帰プロジェクト	日本にはまだ各地に飛来して留まっている野生のコウノトリがいるので、輸入コウノトリの野生化は生態学の観点から慎重に進めるべき。	2	コウノトリの野生復帰の取組は、地域が一体となった自然再生の取組を進めているものです。
P79	第4章1(2) 市町の取り組み	在来種の被害と外来種の被害を分けて書くべき。	1	この項では、野生鳥獣による農業被害等に対する市町の取組を記述しています。
P94 ~ P108	第6章 行動計画	兵庫県は生物多様性を保全するために必要とされる項目と、行動計画との関係が整理されていない。 事業を県が担当するのか市町や市民団体などが担当するのか不明確である。少なくとも、県が担当する事業は担当部局が特定できるような具体的な記述をすべき。	1 1	第4章でこれまでの取組と評価、課題を整理し、第6章でその課題に対応するための行動計画を記述しています。 行動計画は県の行動計画としてとりまとめています。
	第6章 第7章	第1章から第5章までが大半を占め、第6~7章は4分の1程度。第6~7章は、もっと踏み込んだ記述をすべき。	1	第4章で記載しているこれまでの取組は引き続き推進することとし、また、第6章、第7章では生物多様性保全をさらに進めるための新たな取組を中心に記述したもので、今後具体的に事業展開を図ろうとするものです。

	第6章の行動計画と第7章の戦略の 効果的推進は、一本化すべき。	1	第7章「戦略の効果的推進」は、第6章の行動計画をよりわかりやすくするために一覧にし、数値目標と取組年次を表にしたものです。
--	------------------------------------	---	---

今後の参考とするもの（70件）

次の意見は、今後の生物多様性に関する取組を推進する上での参考とさせていただきます

頁	項目等	意見等の概要	件数
P74	第4章1(1) 自然環境に配慮した事業の展開	小野市来住町のほ場整備事業の記述は、工法や保護団体との連携に問題があったことに触れられていない。行政とNPO間の連携を図るとともに、生物多様性に配慮した工法が採用されるべき。	1
P85	第4章 表4-2CSR活動事例	ビオトープ整備については、地域の自然を活かした施工と適切な管理が実施されているか、評価する仕組みが必要。	1
P94 ～ P108	第6章 行動計画	広域評価の重要性を盛り込み、広域的な土地利用等の具体的数値情報に基づいた数値目標を設定するべき。	1
		緊急の対処が必要な生態系・種については、県主導での保全・再生事業を実施することが必要。またそれらの情報を地図上で示し、県民に広報等で示すことが必要。	1
		絶滅危惧種を保護するために、工事の際に移植場所を必ず設ける、繁殖が必要な貴重種の採取場所は、繁殖させる土地の近隣に限定する、海辺への車両の侵入を全面禁止する等を提案する。	1
		池や海岸におけるゴミ・ペットボトルなどの不法投棄・漂着ごみによる環境悪化の防止も強力に進めるべき。	2
		松害虫防除の薬剤散布により地域全体の生物の生存が脅かされている。生物多様性との調和をはかるべき。	1
		井堰による農業利水により、農期に水枯れしている河川があるので、河川工事での配慮が必要である。	1
P96	第6章3(1) 生物多様性配慮指針の作成	メダカの放流やビオトープへの植栽など、地域間の種の移動も問題である。こうした様々な主体による善意での活動も含めて評価するとともに、ガイドラインの作成や環境教育が必要。	5
P96	第6章3(1) 新たなレッドデータブックの策定	レッドデータブックの作成にあたっては、一層の現地調査と自生地保全の基本理念が必要である。	1
		レッドデータブックでカヤネズミを取り上げるべき。	1
P96	第6章3(1) 外来生物対策の推進	公立施設（科学館や動・植物園、水族館、自然ふれあい施設等）の職員に対して、外来生物に関する講習会を開催し、知識を深めてアドバイザーとして登録していくべき。	1
		条例を制定し、ブラックリスト掲載種を野に放した者については罰則規定を設けることが必要。	1

		ナルトサワギクは土石採取場が種子の供給源となり他地域に広がっている。土石採取場の外来種駆除と、工事後の駆除は業者の責任として工事の中に入れるべき。	1
P97	第6章3(1) 生物多様性アドバイザーの設置	アドバイザーは生物多様性の保全にふさわしい人を選任し、研修等によりレベルの統一を図るべき。	4
		アドバイザーの設置にあたっては、ナチュラルウォッチャーリーダーや自然観察指導者との関係を整理し、効果的な仕掛け作りが必要。	1
		貴重種を守るためにはレッドデータブックをピンポイントで作成してアドバイザーに配布し、監視とともに情報のメンテナンスを行うことが必要。	1
P97	第6章3(2) NPO等の活動支援	発表だけでなく、希少種や外来種ごとのワークショップを設けて強固なネットワーク化を図るべき。	1
P98	第6章3(2) 生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発	生物多様性を県民に説明する際には、コウノトリの野生復帰の取組事例を用いてチラシ等で広報すべき。	1
P98	第6章3(2) ア 生物多様性に関する活動情報の発信	NPO等の活動情報を発信するだけでなく、発信した情報の活用状況を効果測定すべき。	1
P98	第6章3(2) 工 環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進	普段の生活の中で自然に触れることができる学校ビオトープや学校林の活用を施策に反映すべき。また小学生が自然に目を向けることに繋がるワークシートを作成・配布すべき。教材の作成にもNPOや市民が関わるべき。	3
		落ち葉はゴミではないことなど、小学生にも解る生物多様性教育活動を提示すべき。	1
		農業高校や高校の生物系クラブなど小中高校が連携したスクール・ジーンファームのシステムの構築が必要。	1
		生物多様性の研究活動をおこなう部活動には、助成金を出すことを検討すべき。	1
P100	第6章3(2) 才 生物多様性を学ぶ場の提供	県立の自然系施設（自然活用型野外CSR施設など）などを生物多様性について学ぶ場として充実すべき。	1
		出前教室や出前講座を拡充し、今までの3倍以上は実施すべき。	1
P100	第6章3(3) 生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進	収穫の手伝いや農家との手紙の交流などを取り入れた食育にすべき。	1
		学校里山林を各校ごとに設定し、手入れ体験などを実施すべき。	1
P106	第6章3(4) 生物多様性支援拠点の整備	県庁内に専門知識を持つ行政官を配置し、企画系部局の下に部局を横断した形でリーダーシップを発揮できる組織にすべき。	2

P106	第6章3(4) ウ 多用な生物情 報の収集・管 理・蓄積	生物多様性に関する情報を集約する体制の実現可能なプランを提示すべき。	1
P107	第6章3(4) イ 生物多様性重 点対策種の指 定	貴重な生物の生息地の保全には地権者の理解が必要であり、理解が得られない場合には買取りによる保全が必要となるが、民間団体では対応が困難であるため方策を検討すべき。	1
		地域個体群にあたる動植物の安易な地域外への持ち出しの規制が必要。	1
		新たな条例を制定して重点対策種を指定していくという方向性を示すべき。	1
P107	第6章3(4) ウ 環境影響評価 の推進	小規模な土地改変も生物多様性に影響を与えるため、「環境影響評価に関する条例」の改定を含めて具体策の記述が必要。	1
P108	第6章3(4) 生物多様性に 係る重要地域 保全のための 国際的な仕組 みの活用	国際的な仕組みを活用するだけでなく、国の取組も活用し連携をすべき。	1
P109 ~	第7章 戦略の推進体 制	庁内の連携は環境部局が主体になるのではなく、知事室が主体となって強力な連携組織を設置すべき。	1
		庁内の部局の役割、連携方法や時期について具体策を記述すべき。	3
	その他	国際的に認められるような地域戦略とするため、本戦略を英訳してCBD-COP10でアピールする旨、記述すべき。	1
		2010年度のCOP10に市町と連携して出展するなど、トピック的な活動を行うべき。	1
		生物多様性ひょうご戦略の冊子を兵庫県下の図書館には何冊か置くべき。	1
		戦略への賛同意見、自らの活動内容の紹介等	17

その他（3件）

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P111 ～ P112	第7章2 行動計画の行 程表・数値目標	行動計画の流れは実行できるとは読 み取れない。数値目標では、ボラン ティア頼みになっている。	1	行動計画の流れは、それぞれの行動計画の 関係と着手年度を示したものです。また、 生物多様性の保全は、県民・行政・NPO 等 が一体となって取り組むことが重要であ ると考えており、数値目標にあるボランテ ィア数はその一部です。
		レッドデータブック掲載種の変動状 況の把握方法等を具体的に示すべ き。	1	第6章の行動計画でレッドデータリストを 随時見直すこととしており、その結果によ り変動状況を把握することとしています。
		最後の2行「すべての生物種の健全 性を評価する」で結ばれているが、 評価して「健全性を保つ」ための行 動を推進すべきではないか。	1	県内の生物種の健全性を評価する指標と して絶滅危惧種の変動状況を用いること を記述したものです。なお、健全性を保つ ために第4章、第6章の取組を推進してい きます。